

モデル地域への支援施策（24年度）

《地域コミュニティ協議会運営等支援》

【内容】

地域コミュニティ協議会を結成し、市に登録した場合、2年間一定金額以内の助成を行う。

【対象事業】

- 地域コミュニティ協議会の運営に関する事業
- 地域コミュニティプランの策定に関する事業
- その他市長が認める事業

【対象経費】

○会議費、研修費、事務費及び印刷製本費とし、別途定める。

(例)事務用品等消耗品代、広報紙等作成代、意識調査等経費、研修会講師謝金 など

※対象外経費 人件費、飲食費、宿泊費、見舞金等慶弔費、記念品費 など

※本事業を2年間実施後、地域コミュニティプランに基づく活動及び地域コミュニティ協議会の運営に係る経費に対して、上記と同様の支援を実施する予定

《地域コミュニティ協議会事務局職員雇用支援》

【内容】

地域コミュニティ協議会を結成し、市に登録した場合、事務局職員の雇用に当たり各年一定金額以内の助成を行う。

【対象経費】

地域コミュニティ協議会が雇用する事務局職員の人件費

【雇用例】

○勤務日 週3日程度

(例)月・水・金曜日と第1・3土曜日

(休日及び年始年末 12/29～1/3 は休み)

○勤務時間 1日あたり3時間

○賃金 時給700円程度

○有給休暇 労働基準法に準じる(7日間～)

○その他 市主催研修制度あり

《地域連携コーディネーター》

【内容】

地域コミュニティ協議会の設立支援・活動支援を行うため、組織間の連携・協働を進める推進役として地域連携コーディネーターを設置する。

【業務内容】

- 地域コミュニティ協議会についての相談対応
- 地域コミュニティ協議会事務局支援及び連絡調整
- コミュニティビジョンの推進に係る事務
- その他所属長が指示する事項